

高砂市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する事業者に対して交付する高砂市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- （1）市内に事業所が所在する社会福祉法人又は事業の実施に関しこれと同等の能力を有する者であること。
- （2）児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出を市長に行っていること。
- （3）事業の実施を開始する年度の前年度の3月31日までに事業又は事業に類似すると市長が認める活動を連続して1年以上実施していること。
- （4）事業を実施する学校区において、高砂市子ども・子育て・若者支援プランの当該学校区における事業の量の見込みが公共施設で実施することができる事業の量を上回っていること。
- （5）高砂市放課後児童健全育成事業の運営に関する協定書を市と締結していること。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表に定める額と事業に要する経費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額とする。

- 2 前項に規定する事業に要する経費とは、人件費、謝金、役務費、需用費、備品購入費、使用料及び賃借料のうち、市長が認めるものとする。

（補助金の交付手続）

第4条 規則第3条の規定による申請は、補助対象年度の4月1日にしなければならない。

- 2 規則第3条第4号の市長が必要と認める書類は、補助金の交付の対象となる者に係る次に掲げるものとする。

- （1）役員名簿
- （2）放課後児童支援員の名簿
- （3）登録児童の名簿
- （4）放課後児童健全育成事業を行う場所に係る不動産の登記事項証明書又は

賃貸借契約書

(5) 法人及びその代表者に係る市税の納税証明書

(補助金の支払)

第5条 補助金の支払いは月払いを基本とし、毎月、実施月報を確認の後、受注者の請求により概算払いし、事業実施期間終了後速やかに精算するものとする。ただし、3月分の支払は第6条に掲げる実績報告の確認後に概算払いを行った支払の精算額と調整して実績払いする。

(実績報告)

第6条 規則第8条の市長が必要と認める書類は、補助金の交付を受けた年度に係る次に掲げるものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 収支決算書
- (3) 事業実績内訳書
- (4) 家賃等の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(使途)

第7条 補助金は、事業に要する経費以外に使用してはならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請その他の不正な行為を行ったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 高砂市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、この要綱による改正後の高砂市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行し、この要綱による改正後の高砂市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月3日から施行し、この要綱による改正後の高砂市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

基準額
1 放課後児童健全育成事業 ①高砂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月6日高砂市条例第27号）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 （1）年間の開所日数が250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $4,615,000 \text{ 円} - (19 \text{ 人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 30,000 \text{ 円}$ （イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $6,939,000 \text{ 円} - (36 \text{ 人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 27,000 \text{ 円}$ （ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $6,939,000 \text{ 円}$ （エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $6,939,000 \text{ 円} - (\text{支援の単位を構成する児童} - 45 \text{ 人}) \times 85,000 \text{ 円}$ （オ）構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $4,740,000 \text{ 円}$ イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇等の間に1日8時間以上開所する場合 $(\text{年間の開所日数} - 250 \text{ 日}) \times 28,000 \text{ 円}$ ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇の間に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 上記要件に該当する開所日数 $\times 28,000 \text{ 円}$ エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） <u>（ア）平日分（午後6時30分を超えて開所する場合）</u> $\text{「午後6時30分を超える時間」の年間平均時間} \times 720,000 \text{ 円}$ <u>（イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</u> $\text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間} \times 324,000 \text{ 円}$ （2）年間日数200日以上249日以下の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $4,802,000 \text{ 円}$ （イ）構成する児童の数が1～19人の支援の単位

3,327,000 円

イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）

長期休暇の間に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

上記要件に該当する開所日数 × 28,000 円

ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）

平日における「午後 6 時 30 分を超える時間」の年間平均時間 × 720,000 円

②高砂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 6 日高砂市条例第 27 号）どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合

（1）年間の開所日数が 250 日以上の放課後児童健全育成事業所

ア 基本額（1 支援の単位当たり年額）

（ア）構成する児童の数が 1 ～19 人の支援の単位

2,794,000 円 - （19 人-支援の単位を構成する児童の数）

× 30,000 円

（イ）構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位

5,117,000 円 - （36 人-支援の単位を構成する児童の数）

× 27,000 円

（ウ）構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位

5,117,000 円

（エ）構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位

5,117,000 円 - （支援の単位を構成する児童-45 人）

× 85,000 円

（オ）構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位

2,917,000 円

イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）

長期休暇等の間に 1 日 8 時間以上開所する場合

（年間の開所日数-250 日） × 21,000 円

ウ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）

長期休暇の間に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

上記要件に該当する開所日数 × 21,000 円

エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）

（ア）平日分（午後 6 時 30 分を超えて開所する場合）

「午後 6 時 30 分を超える時間」の年間平均時間 × 449,000 円

（イ）長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合）

「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 202,000 円

（2）年間日数 200 日以上 249 日以下の放課後児童健全育成事業所

ア 基本額（1 支援の単位当たり年額）

(ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位	3,356,000 円
(イ) 構成する児童の数が 1 ～19 人の支援の単位	1,881,000 円
イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇の間に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 上記要件に該当する開所日数×21,000 円	
ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「午後 6 時 30 分を超える時間」の年間平均時間×449,000 円	
※事業実施月数（1 月間にわたり事業を実施しない月があってもこれを 1 月とする。以下同じ。）が 12 月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1 円未満切捨て）とする。	
2 障害児受入推進事業（1 支援の単位当たり年額）	2,232,000 円
※事業実施月数が 12 月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1 円未満切捨て）とする。	
3 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業（1 事業所当たり年額）	300,000 円
4 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000 円×賃金改善対象者数×事業実施月数	

備考

- この表において「常勤職員」とは、法定労働時間の範囲内において、放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員又は運営規定どおりに開所した場合の 1 週間の総開所時間数（40 時間を上限とする。）の 8 割以上を育成支援の業務に従事している職員のことをいう。
- この表において「構成する児童の数」とは、事業を実施する当該学校区において事業の対象となっている児童の数をいう。
- 障害児受入推進事業における障害児とは、次の各号のいずれかの児童をいう。
 - 特別支援学級に在籍している児童
 - 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童
 - 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた児童
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 前各号に掲げる児童のほか、特別の支援や配慮が必要であると市長が認める児童

4 障害児受入れに伴い配置される職員は、次の各号のいずれかの者とする。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 1 項に規定する免許状のいずれかを有する者

(4) 都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を全て修了した者

5 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業については、同一の事業者に対しては、当該補助金を交付した年度から 3 年度は再度の補助は行わない。

6 この表において「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、非常勤職員の 1 月当たりの勤務時間数を補助金の交付の対象となる者が就業規則等で定めた常勤職員の 1 月当たりの勤務時間数で除した数（その数に小数点第 1 位未満の端数があるときは、その端数を繰り上げる。）を常勤職員数とみなして加えた数をいう。この場合において、新規採用等により、当該賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。